

相模原市監査委員公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき、都市建設局下水道部の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年10月31日

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 加藤明德

同 寺田弘子

第 1 監査の種類及び日程

1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査及び同条第 2 項の規定に基づく行政監査

2 監査の日程

平成 28 年 8 月 9 日から 10 月 28 日まで

第 2 定期監査

1 監査の調査対象及び項目

都市建設局下水道部において、平成 28 年度(平成 28 年 8 月末日まで)、ただし、必要に応じて平成 27 年度以前に執行した次に掲げる事務を対象として、抽出により実施した。

(1) 下水道経営課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 下水道料金課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 下水道保全課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

(4) 下水道整備課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

(5) 津久井下水道事務所

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

2 監査の着眼点

財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次の主な着眼点に基づき監査を行った。

(1) 各事業の委託料の支出に関する事務

ア 契約締結事務

(ア) 契約相手方の選定方法は適切か。

(イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。

イ 委託料の支出

(ア) 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

(イ) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

(2) 各事業の工事請負費の支出に関する事務

ア 竣工検査は确实に行われているか。また、工事請負の事実のないものはないか。

イ 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

ウ 前払金、部分払金の支払は適時、適正か。

3 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に關係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年9月20日及び21日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

4 監査の結果

都市建設局下水道部における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査

1 監査の調査項目

次のとおり、重点調査項目及び個別調査項目について監査を行った。

区分	テーマ	対象課
重点調査項目	契約における業者選定(1者随意契約の場合)について	下水道経営課、下水道料金課、下水道保全課、津久井下水道事務所

個別調査項目	下水道使用料及び下水道事業に係る受益者負担金に関する事務	下水道料金課、コンプライアンス推進課
--------	------------------------------	--------------------

2 重点調査項目に係る行政監査

(1) 監査の対象

都市建設局下水道部各課が締結した委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、相模原市契約規則(平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。)第27条第1項第3号において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている「予定価格が10万円以下」の契約については除外した。また、下水道整備課については対象となる契約がなかった。

監査の対象期間は原則として平成28年度(平成28年8月末日まで)とし、必要に応じて平成27年度以前についても対象とした。

(2) 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、法第234条において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されており、一般競争入札が原則となっている。さらに、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第1号から第9号までに該当するときに限定されている。

また、契約規則第27条において、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴取することを義務付けるとともに、例外的に「1人の見積書の徴取で足りる」場合及び「見積書の徴取を省略することができる」場合が定められている。

市では随意契約について、「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)を作成し、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が市内において統一かつ公正に行えるよう定めている。随意契約による契約の締結に当たっては、このガイドラインに留意し、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証し

て慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

以上のことから、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- ア 1者随意契約とする場合の理由は、政令第167条の2第1項各号の要件に該当していることが確認できるか。
- イ 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。
- ウ 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

(4) 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に関係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年9月20日及び21日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

(5) 対象事務の概要

ア 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課はガイドラインに基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」(以下「1者随契理由書」という。)及び「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書」(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考 1】

随意契約によることができる場合（政令第 167 条の 2 第 1 項各号の概要）

第 1 号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第 3 号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第 4 号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき

【参考 2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額(ガイドラインより)

契約の種類	契約方法		1 者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負			250 万円以下	超 公表
財産の買入れ			160 万円以下	超 公表
物件の借入れ			80 万円以下	超 公表
財産の売払い			50 万円以下	超 公表
物件の貸付け			30 万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの			100 万円以下	超 公表

イ 1 者随意契約の状況について(平成 28 年 8 月末現在)

(ア) 契約の状況

契約規則において、随意契約を行う場合に 1 人の見積書の徴取で足りるとされている予定価格が 10 万円以下の契約を除いた、委託料に関する契約の状況は表 1 のとおりである。

契約全体では、件数が 107 件、契約金額は合わせて約 10 億

1,406万円であった。随意契約は、件数が68件(63.6%)、契約金額は合わせて約3億7,905万円(37.4%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは54件で、随意契約に占める割合は79.4パーセントであった。

また、契約金額の最高額は「相模原市公共下水道中淵ポンプ場ほか2施設長寿命化設備更新工事委託」の157,700,000円であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	2	25,903,800
指名競争入札	37	609,111,279
随意契約	68	379,051,409
見積合せ	14	6,487,560
1者随意契約	54	372,563,849
計	107	1,014,066,488

予定価格10万円以下の契約を除く。

(イ) 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約54件のうち、44件が競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。また、2件は公益社団法人相模原市シルバー人材センターとの契約であるとの理由から同項第3号を、7件は緊急の必要により競争入札に付することができない契約であるとの理由から同項第5号を、1件は競争入札に付することが不利と認められる契約であるとの理由から同項第6号を根拠としていた。

(ウ) 契約継続年数

1者随意契約54件のうち政令第167条の2第1項第2号を根拠とする44件の同一の相手方との継続契約年数別の状況は表2のとおりである。5年以上継続して契約を締結していたものは17件(38.6%)であった。継続年数の最長は、「公共下水道雨水吐室等機器保守点検委託」の37年であった。

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
件数	7	20	7	6	4	44

(6) 監査の結果

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し市民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を1者随契理由書に具体的に記載する必要がある。

今回の行政監査において、都市建設局下水道部各課の1者随意契約における業者選定に関する事務執行には特段の問題は見られなかった。

今後とも関係諸規程に準拠し、適正に契約事務を執行されたい。

3 個別調査項目に係る行政監査

(1) 監査の対象

都市建設局下水道部下水道料金課所管に係る「公共下水道の使用料及び下水道事業受益者負担金に関する事務」を対象とした。

監査の対象期間は原則として平成28年度(平成28年8月末日まで)とし、必要に応じて平成27年度以前についても対象とした。

(2) 監査の目的

平成26年9月に公共下水道への無断接続に関する問合せが市に寄せられたことを契機に調査が行われた結果、公共下水道への無断接続による使用料の未賦課や、事務処理誤りによる誤賦課、減免誤りの事案が確認された。また、同時期に調査が進められていた公共下水道を整備する際の受益者負担金についても徴収漏れがあることが判明し、これらの問題が平成27年6月13日に報道機関に対し発表された。

こうしたことを受け市においては、平成27年6月15日から8月31日まで相模原市行政監察規程(昭和41年訓令第8号)に基づく行政監察が実施され、9月11日には同規程第11条の規定により、市長から担当課に向けて行政監察改善実施指示書により改善の実施が指示された。

その後、同指示書で示された33項目の行政監察改善実施指示事項(以下

「指示事項」という。)について具体的な再発防止策として処置案が作成され、平成28年6月22日には全てが実施済みとなった旨が、市長に報告されたところである。

下水道事業は、使用料収入で事業に必要な経費を賄う独立採算が原則であり、使用料は公共下水道事業の根幹となる財源である。使用料の未賦課等及び受益者負担金の徴収漏れは、負担の公平性の観点から問題となるだけでなく下水道事業の経営に悪影響を及ぼすものであり、ひいては本市の財政にも影響を与えるものである。また、このような不適切な事務処理は市民の市政に対する信頼を損なうものである。

以上のことから、下水道使用料及び下水道事業に係る受益者負担金に関する下水道料金課の事務が、33項目の指示事項について適切に改善されているか確認するため行政監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

ア 下水道使用料徴収漏れに関するもの

指定下水道工事店に対する周知、指導を徹底し、指定下水道工事店以外の業者が工事を施行した場合の罰則適用基準が明確化されているか。

イ 下水道使用料誤徴収に関するもの

関係部署と情報共有がされ職員の入力誤りの防止対策が講じられているか。

ウ 下水道使用料減免に関する事務に関するもの

関係課との連携を強化し、減免世帯の特定における書類審査等のチェックを徹底しているか。

エ 受益者負担金の消滅時効による徴収漏れに関するもの

徴収猶予地は適正に管理され、猶予地管理システムへの入力は適切に行われているか。

(4) 監査の主な実施内容

指示事項のうち行政監察結果報告書で発生要因とされているものの中から特に重要と思われる項目(表4、表6、表8、表10参照)を調査対象とし、都市建設局下水道部下水道料金課、総務局総務部コンプライアンス推進課に關係書類、資料等の提出を求め、書面調査及び聞き取り調査を行った。

(5) 指示事項の概要

指示事項は「下水道使用料徴収漏れに関するもの」として11項目、「下水道使用料誤徴収に関するもの」として4項目、「下水道使用料減免に関する事務に関するもの」として10項目、「受益者負担金の消滅時効による徴収漏れに関するもの」として8項目の合計33項目について、行政監察の結果、改善を要するものとして担当課に対し改善が指示された。

(6) 下水道部の組織体制について

平成28年4月に、下水道部を新設するとともに「排水設備新設等指導業務」と「使用料等の賦課徴収業務」との所管を統合するため、下水道経営課及び下水道施設課が下水道経営課、下水道料金課、下水道保全課及び下水道整備課に統合整理され、公共下水道使用料、下水道事業受益者負担金に関する事務は下水道経営課から下水道料金課に移管された。

【下水道料金課の所掌事務の概要】

- ・総務指導班 排水設備工事に関すること
指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者に関すること
- ・料金第1班 下水道使用料に関すること
- ・料金第2班 受益者負担金・分担金に関すること

(7) 対象事務の概要及び調査の結果

ア 下水道使用料の徴収に関する事務

下水道使用料は、相模原市下水道条例(昭和43年条例第26号。(以下「下水道条例」という。))の規定により公共下水道使用者からの「公共下水道使用開始等届」(以下「使用開始等届」という。)の提出を受け、神奈川県の上下水道料金管理システム(以下「料金管理システム」という。)に下水道の使用開始日等を登録することにより賦課され、神奈川県が上水道料金と併せて徴収している。

なお、相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則(昭和54年規則第33号)により、下水道の使用者が生活保護法の規定による扶助を受けている場合や、身体障害者手帳の交付を受けている場合など、一定の要件を満たしている場合は経済的負担を軽減する目的で、下水道使用料の一部又は全額が免除されることになる。

(ア) 下水道使用料徴収漏れに関する事項

a 事案の概要(平成27年6月13日発表時点)

市内の上水道水栓件数(約368,000件)のうち書類調査で絞り込んだ2,375件について現地確認を行った結果、1,270件が公共下水道使用料を賦課すべきものと判明した。

b 改善状況の推移

下水道使用料の徴収漏れに関し、平成27年6月に一次調査の結果が発表されているが、その後の調査の進捗により改善の状況は次のとおり推移している。なお、減免漏れ・減免解除漏れ、受益者負担金の消滅時効による徴収漏れについても同様である。

表3 下水道使用料徴収漏れの状況

区 分	平成27年6月	平成28年8月
調査数	2,375件	2,375件
下水道に接続済 (賦課すべきもの)	1,270件	979件
下水道に未接続		1,386件
確認中		10件

c 調査の対象とした指示事項

表4 下水道使用料徴収漏れに関するもの

	指示事項	調査項目
1	指定下水道工事店に対する周知・指導の徹底	1 -
2	指定下水道工事店以外の業者が工事を施行した場合の罰則適用基準の明確化	1 -
3	上下水道料金管理システムの有効活用	1 -
4	神奈川県企業庁との連携	
5	下水道部門における連携の強化	1 -
6	建築部門との連携構築	1 -
7	事務処理マニュアル等の整備、職員への周知、事務引継の徹底	
8	上司への報告・連絡・相談の徹底	
9	適切な文書管理の徹底	
10	組織体制の強化	
11	迅速かつ適正な下水道使用料の徴収開始方法等の検討	

d 調査の結果

1 - 「指定下水道工事店に対する周知・指導の徹底」について

指定下水道工事店制度の周知及び必要な排水設備工事に関して必要な諸手続の徹底を図るため、指定下水道工事店 517 社(平成 28 年 1 月現在)に対し、平成 28 年 1 月に講習会を延べ 7 回、また、7 月から施行する新たな処分制度についての説明会を 6 月に延べ 4 回開催し延べ 569 社が参加した。

平成 28 年 2 月には、平成 28 年 6 月 30 日までの相模原市排水設備工事の違反行為に対する事務処理要綱を定め、下水道部長を委員長とする処分審査委員会を設置し、同委員会において違反行為に対する処分について調査・審議することとされた。

その後、3 月には無届工事等の改善が図られない場合の対応策として、相模原市指定下水道工事店規則(昭和 43 年規則第 35 号)を改正し、指定下水道工事店に対し排水設備工事完了後に当該工事の申込者に工事完了の旨を通知するなどの義務を明確化した。また、7 月には、相模原市排水設備工事の違反行為に対する処分等に関する基準を定める要綱を制定し、無届の排水設備工事などの違反行為に対し点数を付与し、その累積に応じて行政指導や指定の効力の停止を段階的に適用する違反点数制度を施行した。

1 - 「指定下水道工事店以外の業者が工事を施行した場合の罰則適用基準の明確化」について

指定下水道工事店以外の者が排水設備の新設等の工事を行った場合の罰則を強化するため、平成 28 年 3 月に下水道条例の改正が行われ、7 月からは 1 万円以下の過料を 20 万円以下の罰金とする罰則の強化が施行された。

なお、処置案で示された市管工事設備協同組合との協定等による無届工事通報制度については、平成 28 年 5 月に同組合に対する説明が行われていた。

1 - 「上下水道料金管理システムの有効活用」について

1 - 「下水道部門における連携の強化」について

料金管理システムの機能を活用することによって、無断接続の可

能性がある家屋を抽出後、現地調査による接続確認をもって新規に賦課を行っていた。

平成28年4月には、下水道施設部門と使用料部門が統合整理され下水道料金課が設置されたが、総務指導班で受け付けた使用開始等届は速やかに料金第1班へ送付され、適切に処理されていた。

1 - 「建築部門との連携構築」について

まちづくり計画部建築審査課から建築確認申請の際に提出される建築計画概要書による情報提供を受け、無断接続の未然防止を図るため、事業者に対して排水設備工事に関して必要な手続を行うよう注意喚起通知を毎月送付していた。

(イ) 下水道使用料誤徴収に関する事項

a 事案の概要(平成27年6月13日発表時点)

公共下水道へ接続していない家屋2,300件について書類調査を行った結果、16件が公共下水道の賦課誤りに該当した。

b 改善状況の推移

下水道使用料の誤徴収に関し、改善の状況は次のとおりである。なお、誤徴収であることが確認できた9件について平成28年3月の時点で使用料相当額の返金が終了した。

表5 使用料誤徴収の状況

区 分	平成27年6月	平成28年3月
誤徴収の可能性	16件	16件
誤徴収を確認(下水道未使用)		9件
適正徴収(下水道使用中)		7件

c 調査の対象とした指示事項

表6 下水道使用料誤徴収に関するもの

	指示事項	調査項目
1	関係部署との連携強化(情報共有の徹底)	2 -
2	点検手順の明確化	2 -
3	個別発生事案についての蓄積と共有(原因究明と点検)	
4	職員の入力処理誤り防止の徹底	

d 調査の結果

2 - 「関係部署との連携強化(情報共有の徹底)」について

2 - 「点検手順の明確化」について

料金管理システムから出力される未接続水栓データが正確であるか点検するための未水洗家屋突合手順書が、平成27年10月に作成され、下水道保全課が管理している浄化槽台帳及び未水洗家屋台帳を用いて未接続データ確認作業が平成27年11月に実施されていた。

本年度からは、下水道保全課が行う未水洗家屋に対する現地調査の結果と、料金管理システムのデータを照合する方法に改め、より効率的に調査が実施されていた。

(ウ) 下水道使用料減免に関する事項

a 事案の概要(平成27年6月13日発表時点)

生活保護受給世帯、身体障害者世帯など21,000件について書類調査を行った結果、1,102件が公共下水道使用料の減免誤り(不明を含む。)と判明した。

b 改善状況の推移

下水道使用料の減免誤りに関し、改善の状況は次のとおりである。

表7 使用料減免漏れ・解除漏れの状況

区 分	平成 27 年 6 月	平成 28 年 8 月
減免誤り(不明含む)	1,102 件	1,102 件
減免漏れの可能性	517 件	517 件
減免漏れ		390 件
調査中		127 件
減免解除漏れの可能性	585 件	585 件
減免解除漏れ		530 件
減免事由が継続		45 件
調査中		10 件

c 調査の対象とした指示事項

表8 下水道使用料減免に関する事務に関するもの

	指示事項	調査項目
1	減免世帯の特定におけるチェックの厳格化	3 -
2	情報提供元への処理情報のフィードバック	3 -
3	情報提供元(関係課)との連携強化と事務の効率化	3 -
4	連絡員の設置	3 -
5	決裁処理の明確化と適切な管理	3 -
6	上下水道料金管理システム等を活用した定期的な点検	
7	減免手続き等の見直し	
8	体系的な事務マニュアルの整備	
9	職権減免対象者への通知のあり方	
10	適切かつ迅速な事後対応	

d 調査の結果

3 - 「減免世帯の特定におけるチェックの厳格化」について

3 - 「決裁処理の明確化と適切な管理」について

減免世帯の特定が困難なケースについて、その特定作業に関する手順を明確化するとともにチェックを徹底するため、減免の根拠や料金管理システムへの入力手順、確認手順等を記載した事務の流れと、特定できなかった場合の検索方法や対応が記載されたチェックシートが作成され、活用されていた。

また、減免に関する事務処理上の決裁処理については、福祉部の担当課から送付される生活保護などの連絡票等を基に受付処理台帳リストを作成し、料金管理システムへの減免適用の入力後、入力処理日ごとに受付処理台帳リストに入力した画面の写しを添付し、所属長までの決裁を受けていた。減免世帯に異動があった場合には、福祉部の担当課からその都度生活保護連絡票等が送付され、減免世帯の把握が適切に行われていた。

3 - 「情報提供元への処理情報のフィードバック」について

減免対象者の漏れや減免誤りを防止するため、料金管理システムから作成した減免対象者リストを下水道料金課から各担当課へ

送付することにより、減免対象者の変動等を確認する仕組みが構築されていた。

- 3 - 「情報提供元(関係課)との連携強化と事務の効率化」について
- 3 - 「連絡員の設置」について

減免対象者の情報について共有化するため所属長で構成される連絡調整会議が平成27年10月、平成28年1月及び4月に実施され、減免に関する事務の調整が図られていた。

また、減免処理を円滑に実施するため、福祉部、保険高齢部及びこども育成部の関係各課に連絡員が設置されていた。

イ 受益者負担金の徴収に関する事務

公共下水道の整備区域内の土地所有者等から、整備事業費の一部として受益者負担金を徴収しているが、農地など土地の使用状況によっては負担金の徴収が猶予される。

(ア) 受益者負担金の消滅時効による徴収漏れに関する事項

a 事案の概要(平成27年6月13日発表時点)

受益者負担金の徴収を猶予している土地(8,689筆、猶予総額約12億6,900万円)について、受益者負担金を徴収する債権の有無を調査したところ、次のことが判明した。

- ・調査済みが6,512筆、詳細調査中が2,177筆
- ・調査済みのうち、今後徴収が可能な土地は3,823筆(約6億1,900万円)、徴収不能と見込まれる土地は2,689筆(約3億8,100万円)

b 改善状況の推移

受益者負担金の消滅時効による徴収漏れに関する事項に関し、改善の状況は次のとおりである。

表9 受益者負担金の消滅時効による徴収漏れの状況

区 分	平成27年6月	平成28年8月
合計	8,689筆	8,689筆
調査済	6,512筆	5,891筆
調査中	2,177筆	2,798筆

c 調査の対象とした指示事項

表 10 受益者負担金の消滅時効による徴収漏れに関するもの

	指示事項	調査項目
1	徴収猶予地の適正管理	4 -
2	猶予理由の消滅を認知した際の対応と進行管理	4 -
3	受益者に対する負担金周知方法	
4	猶予地管理システムの再構築	
5	猶予地管理マニュアルの整備	
6	文書管理の徹底	
7	調査の加速化について	4 -
8	調査の優先順位について	4 -

d 調査の結果

4 - 「徴収猶予地の適正管理」について

4 - 「猶予理由の消滅を認知した際の対応と進行管理」について

徴収猶予地に関する土地利用の状況を適切に管理するため、平成28年3月に相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和49年規則第21号)が改正され、7月から土地に関する現況届を提出する期間が3年ごとから1年ごとに改められていた。本年は10月末に、徴収猶予地の所有者等に提出依頼文を送付する予定となっている。

農地については現況を把握するため、農地転用の許可・届出等について、農業委員会事務局に毎月確認している。

平成27年7月から、徴収猶予地について開発行為事前協議や公共汚水ます設置申出等があった場合は、徴収猶予理由の消滅に結びつく可能性が高いことから、徴収猶予取消管理台帳に記録することとした。また、現地調査や航空写真等から確認した土地利用の状況の変化などを把握するため徴収猶予地一覧表を作成し、全体の管理状況の把握を行うこととした。

さらに平成27年10月に受益者負担金の賦課事務処理マニュアルを改訂し、徴収猶予地管理の徴収猶予理由消滅届等の届出などについてより詳細に記載している。

4 - 「調査の加速化について」について

4 - 「調査の優先順位について」について

平成27年度は10月から部内の職員を動員し調査が行われたほか、11月からは委託により現地確認調査及び登記簿確認調査が行われた。

また、平成28年度は担当する職員を5名から7名に増員する調査体制の強化が図られた。

さらに、できるだけ多くの債権の保全を図るため、平成28年度は次のとおり優先順位を付けて調査を実施している。

表1-1 土地の状況と調査内容等

順位	土地の状況	調査内容等
1	平成29年度に時効を迎える、平成24年度に現況変化があった土地	債権の有無を確認し、猶予事由消滅から5年を経過していないものについては、猶予の取消しを行う。
2	平成23年度以前に現況変化があった土地	航空写真の確認や、現地調査を実施する。現況変化と消滅時効の関連性を精査し、消滅時効未到来の案件については速やかに猶予取消しを行う。
3	平成25年度以降に現況変化があった土地	航空写真の確認や、現地調査を実施する。
4	徴収猶予決定後、現況変化がない土地	平成27年度に部内動員による現地調査を実施した。

(8) 監査の結果

今回の行政監査において、行政監察改善実施指示書に示された指示事項のうち主な項目については、おおむね処置案のとおり改善実施が図られており特に問題となる点は見られなかった。

今後とも、行政監察改善実施指示書に従い着実に改善実施を図られたい。

(9) 意見

下水道使用料の賦課徴収が適切に行われるためには、指定下水道工事店が排水設備工事を施行する際の排水設備新設等確認申請書や、下水道を使用する者から使用を開始するに当たっての使用開始等届などの関係書類が市に適時適切に提出されることが前提である。また、提出された書類を基に市が正確に料金管理システムへ登録するなど、その後の事務処理が適正に行われることが必要である。これらに関し、下水道使用料の徴収漏れや誤徴収、減免に関する事務について指示事項として示された、指定下水道工事店に対する周知・指導、指定を受けていない業者による排水設備工事の防止、料金管理システムの活用、関連部門の連携などは、おおむね処置案のとおり実施されていた。今後とも、下水道使用料に関して、こうした適正に事務を処理するための取組を継続して行われたい。

受益者負担金の消滅時効による徴収漏れに関しては、徴収猶予の対象となる土地の状況を把握するための取組が、おおむね処置案に基づき実施されていた。今後は、様々な手法を用いて、できる限り早期に債権の有無を確認するための調査を完了させ、債権を有することを確認した土地の所有者等からは適切に負担金を徴収することにより、消滅時効による影響を最小限にとどめられたい。

今回の行政監査の結果、市長から改善実施を指示され、全てが実施済みと報告されている指示事項のうち主なものについて、処置案に従い対応が図られていることが確認できたが、こうした再発防止対策を一過性のものとすることなく、下水道部と関係部局が連携し、継続して実施することにより、今後とも事務処理の適正性が担保されることになると考える。

公共下水道使用料や下水道事業受益者負担金の賦課徴収において、不適切な事務処理が行われた場合は、下水道事業の収入の根幹に係るとともに、負担の公平性の観点からも問題となる。今後とも、行政監察の結果示された指示事項について継続して実施することなどにより、適正な賦課徴収事務の執行を継続して行い、下水道部、関係部局を挙げて市民の信頼を回復するよう努められたい。